横浜市標準様式<保育所等用>

			į	意 見	書	(医師記入	.)		
(園名) 			<u> j</u>	<u> </u>					
					<u>入所</u>	児童氏名			
						年	月	日	<u>生</u>
	(病名)	水痘(水		j)					
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 四頭結膜熱 (プール熱) ※ 流行性角結膜炎								
	百日咳 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等) 急性出血性結膜炎 侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)								
		 麻しん ( 風しん   結核			( 100 11 2	200 四 工 施)			
		1				-	 なりました。 す。		
					.,,_		年	月	日
					<u>医</u>	療機関名			
						医師名			
		確認は必要 可能です。	うりませ	よん。 意	意見書	は症状の改	女善が認めら	っれた段	階で
:	 りつけ医の 所等は乳幼	•	長時間生活	舌を共に	こする	場です。感導	 染症の集団発:	 虚や流行	をで

※保護者の皆さまへ

いて意見書の記入をお願いします。

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所等に提出して下さい。

きるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症につ

## 医師が意見書を記入する感染症の概要

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から が 成皮 (かさぶた) 形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺 腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現 した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失 した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出 現した数日間	結膜炎の症状が消失している こと
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後3週間を経過する まで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤に よる5日間の治療が終了して いること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	_	医師により感染の恐れがない と認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	_	医師により感染の恐れがない と認められていること
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現 後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から 7日後くらい	発しんが消失していること
結核	ー 一 地に担ニベキカハ成効に2~	医師により感染の恐れがない と認められていること

<sup>※</sup>感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。